

# 公益財団法人ノバルティス科学振興財団 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人ノバルティス科学振興財団 (The NOVARTIS Foundation (Japan) for the Promotion of Science) と称する。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、自然科学における創造的な研究の奨励等を行うことにより、学術の振興を図り、もって国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 助成事業

(1) 研究に対する助成

(2) 国際会議、学術講演会、シンポジウム、セミナー、研究集会及び研修会の開催並びに助成

(3) 国際交流に対する助成

(4) 助成の成果等に関する刊行物の発行

2 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 第1項及び第2項の事業は、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時に基本財産として保有する財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

- (3) 理事会において、その他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産は、その2分の1以上を第4条に定める事業に使用するものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 この法人は、基本財産について、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合は、評議員会において決議に加わることのできる評議員総数の3分の2以上により決議しなければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産管理及び運用は代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、評議員会で承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入並びに重要な財産の処分又は譲受け)

- 第12条 この法人が長期借入を行おうとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

- 第14条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。
  - 3 評議員長は、評議員会において評議員の中から選任する。

(選任等)

- 第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。又、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（権限）

第16条 評議員は評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項を決議する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補充として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

第18条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

(1) 職上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の障害のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第19条 評議員に対し、各事業年度の支給総額が200万円を超えない範囲で、評議員会が別に定める報酬等の支給の基準に従って報酬等を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 理事、監事及び評議員の選任及び解任

(2) 理事、監事及び評議員の報酬等の額及びその基準

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 基本財産の処分または除外の承認

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第23条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長に事故あるとき又は欠けたときは、出席した評議員の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第25条 評議員会は、決議に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第27条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及びその他の出席評議員1名が署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上8名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第32条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選任する。

3 前項により選任された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会はその決議によって、第2項で選任された業務執行理事の中から常務理事を選定することができる。

5 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところによりこの法人の職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表してその業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担し執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査する

(2) この法人の業務及び財産並びに会計の状況を監査する

(3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる

(任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

3 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第36条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の障害のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第37条 役員に対して、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額



を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第39条 この法人は、役員が「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要因に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第2節 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 評議員会の開催及び議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき

- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 法令に基づき、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第43条 理事会は代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事に事故あるとき又は欠けたとき、各理事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第3項第2号又は4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠席の場合は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、業務執行理事は、議長の職務を代行することができる。

(定足数)

第45条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が

異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第50条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

## 第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条(目的)、第4条(事業)及び第15条(評議員の選任等)についても適用する。

3 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第52条 この法人は、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第53条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条第1項の第2号を除く各号、第2項及び3項に規定する事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第54条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合は、評議員会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益法人認定の取消の日又は当該の合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公

益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第6章 公示の方法

(公示の方法)

第56条 この法人の公示は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第7章 委員会等

(選考委員会)

第57条 この法人は、第4条の事業のうち対象となるものを選考するために、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、代表理事が招集する。

3 選考委員会は、15名以上20名以内の選考委員をもって組織する。

4 選考委員長は、選考委員の互選により選任する。

5 選考委員会の議長は、選考委員長がこれに当たる。ただし、選考委員長が欠席の場合は、出席した選考委員の中から互選された者がこれに当たる。

6 選考委員会の運営について必要な事項は、理事会が別に定める。

(選考委員)

第58条 選考委員は、学識経験者の中から理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。

2 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 前任者の補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 選考委員には、報酬を支給し費用を支弁することができる。

(助成金交付規程)

第59条 この法人は、第4条に基づく助成金を交付するため、理事会において別に助成金等交付規程を定める。

(名誉理事)

第60条 この法人は法人の運営に貢献のあった理事及び評議員に対し、理事会の決議により名誉理事の称号を与えることができる。

2 名誉理事は無報酬とする。

## 第8章 事務局

(設置等)

第61条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の定めるところによる。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 この法人は公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第63条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

## 第10章 補則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める当該登記をした日から施行する。

2 旧財団法人ノバルティス科学振興財団寄附行為（昭和62年9月）に基づいて設置されていた理事、監事、評議員、理事会及び評議員会は、解散登記日にこれを廃止する。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行った場合は、この法人の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず解散登記日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この法人の最初の代表理事は、金子章道とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

赤池 紀扶、川島 博行、黒岩 常祥、小安 重夫、柴崎 正勝、清水 孝雄、  
中野 明彦、マックス・ブルガー、眞弓 忠範、三谷 宏幸、森 美和子、渡邊 敏文

6 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 金子 章道、浅野 茂隆、石川 裕子、遠藤 政夫、須田 年生  
監事 中嶋 徳三、布施 正則

平成 24 年 4 月 1 日